

## 栃木市立中学校部活動の在り方に関する方針(素案)パブリックコメントの結果

平成31年2月25日

### 1. 実施状況

実施期間:平成30年12月26日(水)～平成31年1月24日(木)

資料の公表:学校教育課・市政情報センター

大平地域づくり推進課・藤岡地域づくり推進課

都賀地域づくり推進課・西方地域づくり推進課

岩舟地域づくり推進課・大宮公民館・皆川公民館

吹上公民館・寺尾公民館・国府公民館

市ホームページ

### 2. 意見の提出者数 4人

#### ・受付区分

郵送	ファックス	電子メール	直接提出	合計
2人	1人	0人	1人	4人

#### ・居住区分

市内	県内	県外	合計
4人	0人	0人	4人

### 3. ご意見の要旨と本市の考え方

1	
ご意見の要旨	本市の考え方
<p>小学校で活動してきた部活動を中学校でも活動できるよう部活動を設けてほしい。</p>	<p>部活動の設置については、方針の中で「4 部活動の設置、廃部の基本的な考え」(P6-7)において、新たな部活動を設ける場合の要件を次のとおりとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部員数が確保されていること。</li> <li>・教員等が確保されていること。</li> <li>・活動場所、施設設備が整っていること。</li> </ul>
<p>該当箇所</p>	<p>これらの要件を満たした上で、学校運営協議会等で協議を行い、決定することとなります。</p>
<p>IV部活動の在り方(P6-7)</p> <p>4 部活動の配置、廃部の基本的な考え</p> <p>1.教育委員会の取り組み(P8)</p> <p>(4)地域との連携等</p>	<p>また、教育委員会の取り組みとして、(4)地域との連携等(P8)に、「生徒などの多様なニーズに応えるための環境整備の取り組みを検討する。」としています。学校外の活動の場については、地域の各種団体と連携し、子どもたちの思いに寄り添えるよう努力してまいります。</p>

2	
ご意見の要旨	本市の考え方
<p>① 平日週1回以上の休養日、土日もどちらか1日以上休養日を設定することを徹底するようにお願いします。</p> <p>また、長く継続できるような部活動にしてください。</p>	<p>方針「I 部活動の意義」(P1)において「部活動は学校教育の一環として生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感等の社会性や自己肯定感を高め、生徒が豊かな学校生活を送ることができる意義のある教育活動である」と位置づけています。</p> <p>そのため、部活動が有意義な活動となり、生徒も担当教員も無理なく、部活動に取り組めるような持続可能な運営体制を作ることを目的に、本方針を策定しております。</p> <p>今後、方針は保護者及び地域等へ広く周知され、学校においては、この方針に則り「部活動に係る活動方針」(P8)を策定し、公表することになります。</p>
<p>該当箇所</p>	<p>特に、休養日・活動時間については、生徒の健全育成を図る上で必要な、学習、読書、趣味、家族との時間を確保できるよう設定しており、方針の「3.活動計画・活動報告書の作成」(P6)で、顧問には、休養日を設定した活動計画を保護者に周知することを定め、校長には、活動報告書を教育委員会へ報告することを求めることで、休養日・活動時間の設定の徹底を図ってまいります。</p>
<p>IV部活動の在り方(P5-P6)</p> <p>「(1)休養日」及び「(2)活動時間」</p>	

3	
ご意見の要旨	本市の考え方 該当箇所
<p>① 方針(素案)が、中学校の本来あるべき部活動の方向性や、教師や生徒のメンタル・フィジカル面において配慮された方針になおり、理想的な方針であると思いますが、部活動に保護者の関わりは、必要なのか。</p>	<p>本市の部活動が、「IV部活動の在り方 1.本市の目指す部活動」に示すものとなり、また、生徒及び担当教員も無理なく取り組めるものとなるよう運営体制を整備するには、保護者との連携は重要で必要不可欠なものであると考えております。</p> <p>そのため、方針には、保護者との連携を図る取り組みとして、教育委員会は、「保護者、地域等へ方針を広く周知すること」(P8)とし、また、学校には、「保護者と指導者の連携」、「保護者の負担軽減」、「部活動休養日が生徒にとって有意義な時間となるよう家庭と連携すること」(P9)を求めています。</p>
該当箇所	
<p>V在り方に向けた取り組み(P8-P9) 1 教育委員会の取り組み (5)保護者への周知 2.学校の取り組み (6)保護者との連携</p>	

4	
ご意見の要旨	本市の考え方
<p>① 「部活動の意義」は、賛同します。しかし、本来「スポーツ、文化芸術」は「専門家」に指導していただく事が重要で現場の先生方には「重荷」ではないかと思えます。また、将来「社会教育」の一環となるよう要望します。</p>	<p>本方針の「Ⅲ部活動の課題 2 教職員の課題」(P4)で教職員の長時間勤務で多忙と感じた業務に「部活動の指導」があげられています。</p> <p>このことから、方針においては、部活動の適切な指導・運営の体制の支援を目的に「1.教育委員会の取り組みの中」(P7)で、外部指導者の活用を盛り込み、顧問教員と同等の指導ができる「部活動指導員」、専門的な技術指導を行う「部活動補助員」の配置をしております。</p> <p>また、「(4)地域との連携等」(P8)について、方針の中で次のとおりしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒などの多様なニーズに応えるための環境整備の取り組みを検討する。</li> <li>・生徒のスポーツや文化活動環境等の充実の観点から学校や地域の実態に応じて、各種団体等との連携を図る。学校と地域が協働する取り組みを推進する。</li> </ul> <p>とし、学校の部活動以外での活動も推進することとしております。</p>
該当箇所	
<p>V在り方に向けた取り組み(P8) 2.学校の取り組み (1)学校における「部活動に係る活動方針」の策定</p>	

<p>②「休養日・活動時間等の設定」について、大いに賛成です。「休養日活動時間」の制限は重要です。必ず守らせてください。</p>	<p>休養日・活動時間については、生徒の健全育成を図る上で必要な、学習、読書、趣味、家族との時間を確保できるよう設定しており、方針の「3.活動計画・活動報告書の作成」(P6)で、顧問には、休養日を設定した活動計画を保護者に周知することを定め、校長には、活動報告書を教育委員会への報告することを求めることで、休養日・活動時間の設定の徹底を図ってまいります。</p>
<p>該当箇所</p>	
<p>IV部活動の在り方(P5-P6) 「(1)休養日」及び「(2)活動時間」</p>	
<p>③ 「部活動に係る活動方針」や「活動計画・活動報告書」などの文書は簡潔にし、現場顧問の先生方の負担を少なくするようにしてください。</p>	<p>本方針において、学校は本方針に則り「部活動に係る活動方針」(P8)を策定することとしています。 また、顧問には、年間及び月ごとの活動計画書及び活動報告書を作成することを求めています。 そのため、学校及び顧問の参考となるよう巻末に様式集を掲載いたしました。しかし、この様式にとらわれず、学校と協議をしながら簡潔なものにし、顧問の負担軽減を図ってまいります。</p>
<p>該当箇所</p>	
<p>参考様式集(P11-P16)</p>	